

## 7 関係機関との連携

発達障害を含め、障害のある児童生徒については、その障害の状態や発達の段階等は多様であり、的確な実態把握に基づいた指導・支援が必要とされます。ときには、教員以外の専門家の指導・助言を得ることが必要な場合があり、このため、各学校では、心理、医療等の専門家と連携できる体制を整えておくことが大切です。

校内コーディネーターは、必要に応じて外部の専門機関との連携が図れるよう、必要な関係機関を把握し、実際の連携にあたっては、校内のニーズの確認や関係機関への派遣依頼等の調整を行います。

### <身近な関係機関>

#### 特別支援教育センター

本県では、県内の7校の総合支援学校に「特別支援教育センター」を設置し、小・中学校等への教育相談や研修協力等を行い、地域における相談・支援を充実するとともに、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、地域におけるきめ細かな相談支援を行っています。

#### 【特別支援教育センターの役割】

- ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員への支援
- ② 特別支援教育に関する相談・情報提供
- ③ 小・中学校等の障害のある児童生徒への指導及び保護者の相談支援
- ④ 医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡・調整
- ⑤ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の校内研修等への協力
- ⑥ 施設・設備等の提供
- ⑦ 進路・就労支援
- ⑧ ふれあい教育センター、視覚障害教育センター、聴覚障害教育センター、地域支援室、サブセンターとの連絡・調整
- ⑨ その他特別支援教育の推進に係る事項

#### 特別支援教育センター電話番号

地域	センター設置校	電話番号
岩国	岩国総合支援学校	0827-43-4331
柳井	田布施総合支援学校	0820-52-3572
周南	周南総合支援学校	0834-29-1331
山口	山口南総合支援学校	083-986-2007
厚狭	宇部総合支援学校	0836-41-4036
下関	下関総合支援学校	083-258-3033
萩	萩総合支援学校	0838-25-7280

### 関係機関連携協議会

各特別支援教育センターには、「関係機関連携協議会」が設置されており、センターを設置する総合支援学校がその運営にあっています。関係機関連携協議会には、医師、看護師、臨床心理士等の専門家、ハローワーク、児童相談所、福祉施設等の職員、市健康福祉センター保健師、教育委員会職員等が参画し、ネットワークを構築するとともに、各地域の特別支援教育の推進について計画的に協議を重ねています。

### 専門家チーム

各特別支援教育センターでは、関係機関連携協議会のメンバーの中から、医師、臨床心理士、大学関係者、児童相談所児童心理司、地域コーディネーター、養護教諭等からなる「専門家チーム」を編成し、小・中・高等学校等や保護者からの要請に応じて、各学校への派遣を行っています。発達障害を含め、障害のある児童生徒についての的確な実態把握や「個別の教育支援計画」を作成する上での専門的な指導・助言等に対応していますので、関係機関との連携が必要な場合には、まずは、身近な特別支援教育センターに相談してください。

### 視覚障害教育センター・聴覚障害教育センター

近年、本県では、視覚障害、聴覚障害のある児童生徒が小・中学校の弱視、難聴特別支援学級等に在籍する傾向にあり、視覚障害、聴覚障害のある児童生徒が、身近な地域でより専門的な教育を受けることができる相談支援体制を整備する必要が生じてきました。

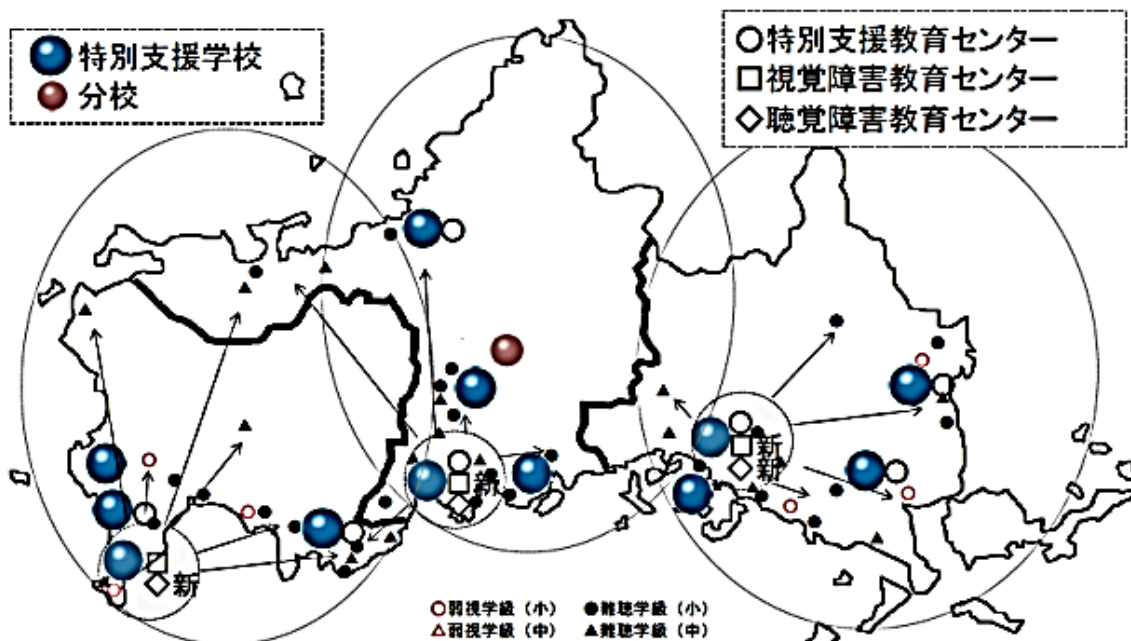
そこで、県内を新たに三つ（県東部・県中部・県西部）のエリアに分け、平成 26 年度からそれぞれのエリアに視覚障害教育センター及び聴覚障害教育センターを設置し、弱視、難聴特別支援学級への巡回訪問や通常の学級に在籍する視覚・聴覚障害のある児童生徒に対する相談会を実施するなど、視覚障害教育、聴覚障害教育に関する特別支援学校のセンター的機能の強化を図っています。

### 視覚障害教育センター・聴覚障害教育センター設置校

エリア	県西部	県中部	県東部
視覚障害教育	下関南総合支援学校	山口南総合支援学校	周南総合支援学校
聴覚障害教育	下関南総合支援学校	山口南総合支援学校	周南総合支援学校

※ 視覚障害教育センター（下関南）、聴覚障害教育センター（山口南）は、平成 20 年度から設置

※ 網掛けは平成 26 年度に設置



視覚障害教育センター・聴覚障害教育センター電話番号

エリア	センター設置校	電話番号
県東部	周南総合支援学校	0834-29-1331
県中部	山口南総合支援学校	083-986-2007
県西部	下関南総合支援学校	083-232-1431

### ふれあい教育センター

やまぐち総合教育支援センター内ふれあい教育センターでは、県内の教職員対象の研修講座、学校を訪問して行うサテライト研修、特別支援教育に関する調査研究、県内の幼保小中高校生とその保護者を対象とした教育相談を行う中で、特別支援教育に関する相談支援や理解啓発等を行っています。

#### 【相談支援機能】

来所相談：医師、臨床心理士などの専門スタッフによる専門的な教育相談

要請相談：臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、研究指導主事等による訪問支援  
(心理検査、支援方法の協議等)

専門家チーム (LCS : Liaison Consultation Staff) の派遣

- ・学級経営上の困難な事例への緊急対応
- ・事例の内容に応じて、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、地域コーディネーター、研究指導主事等でチームを構成

就労・進路に関する専門相談・支援

- ・就労・進路適性検査、就労・進路指導のための計画立案及び助言  
(臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、研究指導主事等)

ふれあい教育センター	083-987-1246
------------	--------------

## 山口県発達障害者支援センター

国の「自閉症・発達障害支援センター事業」に基づき、自閉症及び発達障害児（者）への相談支援を目的として、山口県が社会福祉法人ひらきの里に委託し、平成14年10月に開設されました。発達障害者支援センターは、発達障害のある本人、家族、発達障害への支援に携わっている人への専門支援機関です。幼児期から成人期までを対象とし、利用者に合った支援の方法や発達障害のある人や家族が安心して地域で暮らしていけることができるよう専門的な相談支援等が受けられます。

山口県発達障害者支援センター

083-929-5012

### 事例1 幼稚園から相談を受けた特別支援教育センターが、関係機関と連携して、保護者支援を行った事例。

#### <幼児の実態>

- ・幼稚園年長児
- ・左半身まひ（身体障害者手帳2級）
- ・他市より転入。転入前に病院でOT（作業療法士）等によるリハビリを受けている。

#### <保護者のニーズ>

- ・就学について、どこに相談すればよいか。
- ・転入先では、どこでどのような支援（リハビリ等）が受けられるか。

#### <連携の実際>

- ・幼稚園担任から特別支援教育センターに電話相談を行った。
- ・地域コーディネーターが、園で、保護者、担任と教育相談を実施した（ニーズの確認）。
- ・特別支援教育センターから障害者生活支援センターにつなぎ、リハビリが行われるようになった。
- ・就学については、市教育委員会の就学担当者と連携した。

#### <連携の効果>

- 特別支援教育センターとの教育相談により、医療や教育、福祉等について情報を得ることができ、保護者の不安が軽減された。
  - ・特別支援教育センターでは教育相談で、保護者の思いやニーズ等を確認した上で、主訴に応じて関係機関と連携した。
  - ・関係機関の担当者の名前を保護者に伝えたり、関係機関へ特別支援教育センターから事前に電話連絡をしたりすることで、保護者が安心して、各機関に赴くことができた。
  - ・その後も、各機関が役割分担を明確にし対応した。それぞれに相談があった場合には、関係している機関が連携を図ったことで、保護者の「みんなに支えてもらった。」という安心感につながった。
- 就学に関しても、早期に市教育委員会につなぐことができ、小学校への就学まで、教育相談を円滑に継続することができた。

**事例2 高等学校から相談を受けた特別支援教育センターが、関係機関につなぎ、医療機関の臨床心理士が参画したケース会議を開催した。**

**<生徒の実態>**

- ・普通科高校1年生
- ・障害の診断はないが、衝動的な行動がある、場に応じた言動が難しいなど社会性や人間関係の形成に困難がみられる。

**<学校のニーズ>**

- ・好意を抱く女子生徒への過度なかわりがあり、本人や保護者との教育相談を行うなど生徒指導上の対応をしたが、改善が見られなかった。
- ・社会性や人間関係の形成などに困難が見られるが、どのような対応をすればよいか。

**<連携の実際>**

- ・高等学校等の校内コーディネーターから特別支援教育センターに電話相談。
- ・特別支援教育センターから専門家チーム（医療機関の臨床心理士）を派遣し、ケース会議を開催。

**<連携の効果>**

- ケース会議で専門家からの助言を受け、指導方針や具体的な対応策を確認できた。
- 定期的にケース会議を開催し、状況確認と評価を行い、PDCAサイクルにより支援の改善を行うことができた。
- 派遣された専門家からスクールカウンセラーに事例をつなぎ、継続的な支援体制を構築することができた。
- 生徒がキーパーソン（教頭）に対し、行動の前後に相談や報告をするようになった。
- 生徒の変容を感じ、保護者の学校への信頼感につながった。
- 大きなトラブルがなく、卒業することができた。

**【指導方針】**

- ・診断はないが、発達障害の特性が見られるので、特性を踏まえた指導・支援を行い、効果について評価を行うこと（保護者についても同様）。
- ・支援には、障害の診断の有無は必ずしも必要ではないこと。
- ・校内でのキーパーソン（本事例の場合、教頭）を決め、対応を一本化すること。
- ・指導方針や対応策については、全教職員で共通理解すること。

**【具体的な対応策】**

- ・ポジティブ・ルールによる教育相談  
「こう行動したら、好意をもってもらえるかも（ポジティブ・ルール）。」「相手の嫌がることをしたら好意をもってもらえないよ（ネガティブ・ルール）。」等
  - ・SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）を意識した教育相談  
「友人に話しかけるときのタイミングや話し方」「友人に話しかけ、断られたときの言動の在り方」等
- など、定期的に教育相談を行い、本人の心情に寄り添ったプランを具体的に助言した。